

計画の推進にむけて

① 計画の周知徹底

町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報誌や町ホームページ等の多様な媒体を活用し、町民への周知徹底を図ります。

② 計画の点検・評価

この計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

《PDCAサイクル》



③ 計画の推進体制

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、奈良県の各関係機関とも連携を図っていきます。

三郷町こども計画《概要版》 (令和7年3月)

三郷町役場 こども未来創造部 こども未来課
〒636-0812 三郷町勢野西1丁目2番1号（福祉保健センター内）
電話：0745-43-7322(ダイヤルイン) / FAX：0745-31-0660

三郷町 こども計画



笑顔と元気があふれ
すべてのこども・若者と
保護者が輝くまち

概要版

令和7年3月
三郷町

三郷町こども計画とは

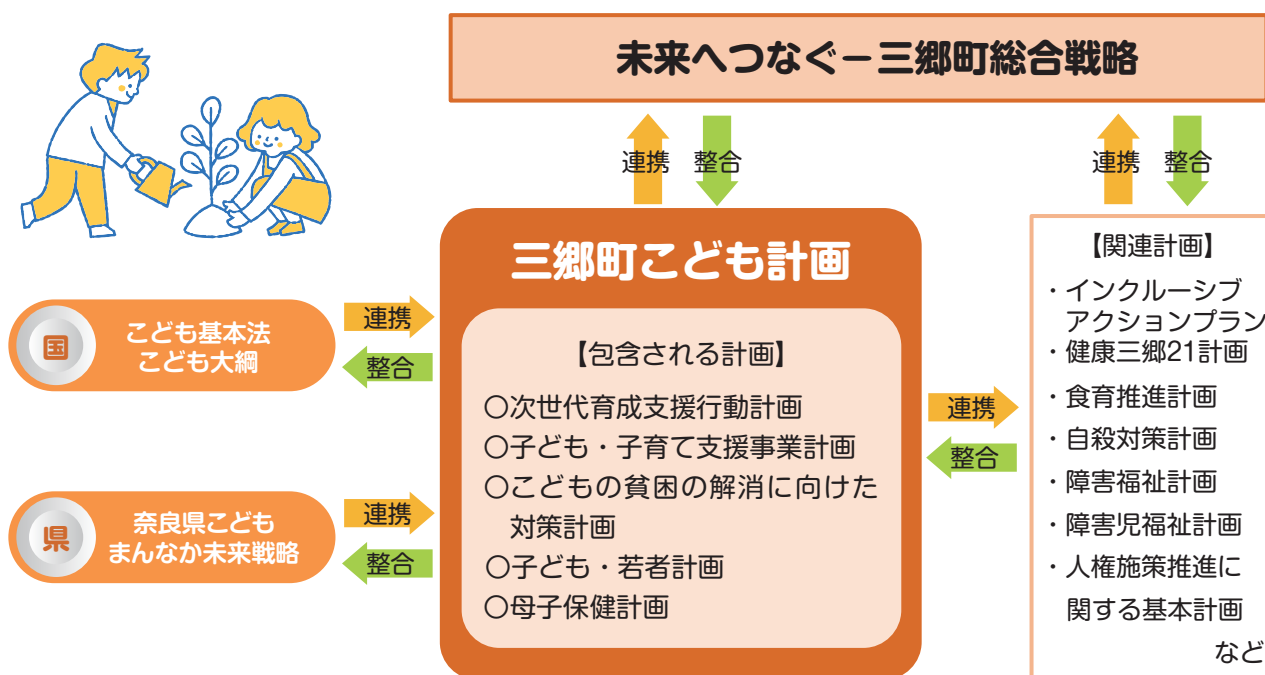
国では、令和5年（2023年）に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が発足しました。また、こども基本法の制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、「こども大綱」が定められました。

本町においても、こども・子育てに関する施策のさらなる充実を図るため、こども大綱のうち本町の実情に沿った内容などを勘案した「三郷町こども計画（令和7年度～令和11年度）」を策定し、家庭、行政、学校園、地域、事業者などさまざまな主体が協力しながら、次代を担うこどもが笑顔ですこやかに成長できるまちづくりを進めるものです。

計画の位置づけ

この計画は、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する「市町村計画（こども計画）」として位置づけられます。

また、本町のまちづくりの総合的指針である『未来へつなぐ－三郷町総合戦略』のこども・子育て・若者支援に関連する分野の個別計画であるとともに、教育、保健、医療、福祉、労働、住宅・都市基盤整備などの分野における関連計画との整合・連携を図りながら、施策を推進していきます。

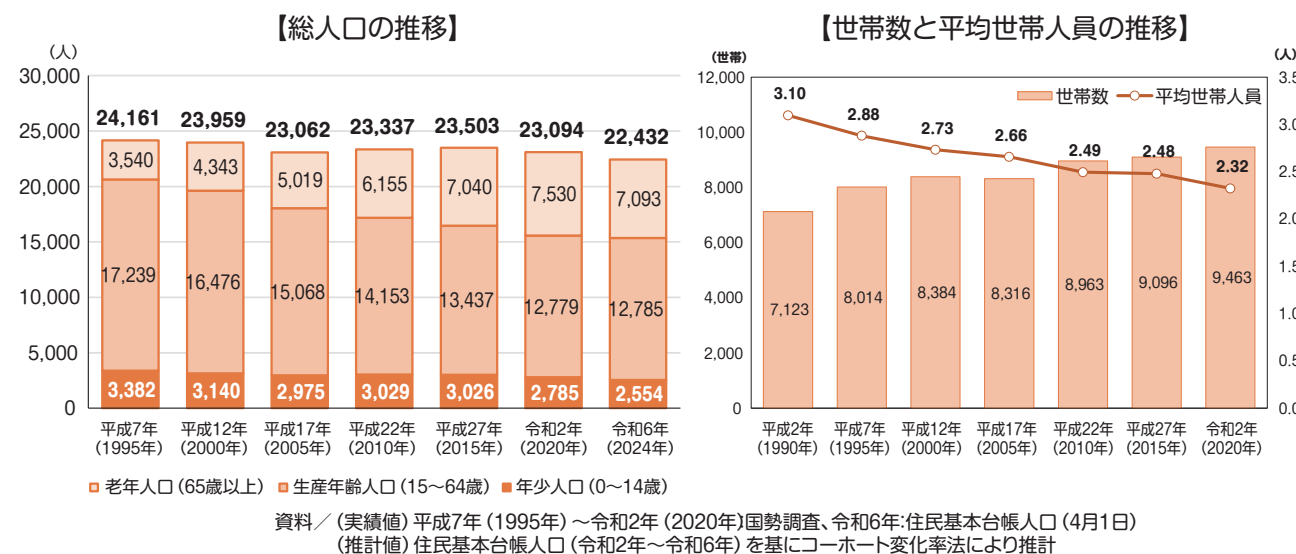


計画の対象

この計画における「こども」の対象は、必要な支援やサポートが年齢によって途切れることのないよう、心と身体の発達の過程にあるこどもや若者として。また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、その保護者及び家族、取り巻く地域社会すべてを対象とします。

三郷町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状

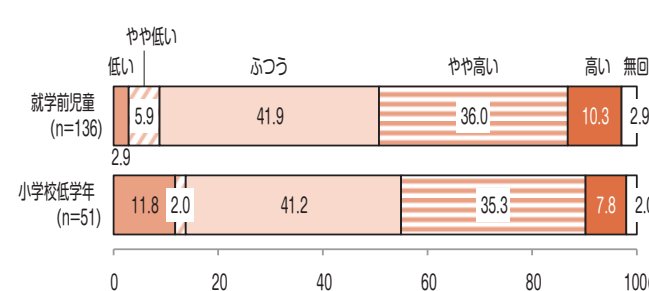
- 総人口の減少傾向に伴い年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。
- 世帯数は増加傾向となっている一方、1世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向となっており、核家族化が進んでいます。



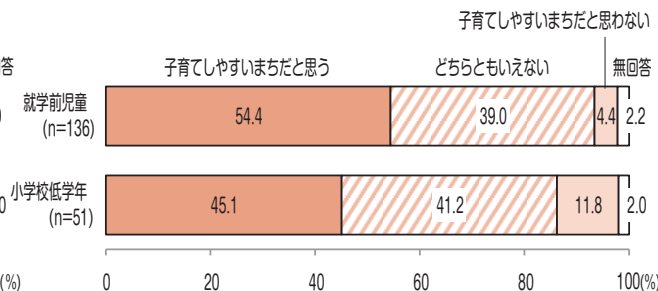
アンケート調査等からみた子育ての状況

- 三郷町を子育てしやすいまちだと感じている人が多くなっています。
- 地域の子育て環境や支援への満足度は高くなっているものの、遊び場や生活環境、医療体制・防犯対策など、子育て環境づくりに力を入れてほしいと望む人が多くなっています。

【地域における子育て環境や支援の満足度】



【子育てのしやすさに対する評価】



【三郷町の子育て支援でもっと力を入れてほしいこと：TOP5】

- ・こどもだけで安心して遊べる場所づくり
- ・公園や歩道の整備
- ・安心してこどもが医療機関にかかれる体制の整備
- ・経済的支援の充実
- ・チカンやこどもへのいたずらなどに対する防犯対策の充実



計画がめざすこと

① 基本理念

笑顔と元気があふれ、 すべてのこども・若者と保護者が輝くまち

こども大綱で示された「こどもまんなか社会」に代表される理念を尊重し、本計画の基本理念を定めました。「社会の主役は、こども・若者たちである」との前提に立ち、すべてのこども・若者や子育てをしているすべての家庭が地域社会から孤立することなく、さまざまな人との交流を図りながら暮らし、それぞれの立場で支えあい、見守ることができ、こどもに未来を、未来に希望を抱くことができる、住み続けたい魅力のある「すこやか」な町、すこやか未来都市さんごうの実現をめざします。



② 基本目標

① こども・若者まんなかのまちづくり

こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進するとともに、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるように支援します。

② 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり

すべての親がゆとりをもって子育てできるよう、家庭をはじめ、地域・学校・企業・行政などすべての機関・団体が連携を取り合い、地域全体で、子育てを応援するまちづくりを推進します。

③ こどもがすこやかに成長できるまちづくり

次代を担うこどもがすこやかに成長することができるよう、妊娠期から大人になるまでの切れ目のない支援や情報提供を行うなど、安心してこどもを育てることができるまちづくりを推進します。

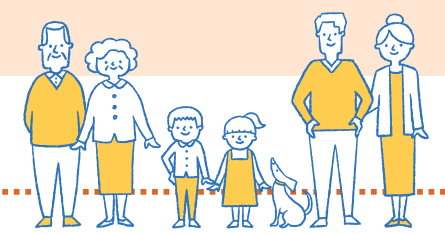
④ 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

現在、子育てをしている親だけではなく、次代の親となるこども・若者が、自己肯定感や有用感を持ち、さまざまな機会を通じて「生きる力」を育むことができるまちづくりを推進します。

⑤ こども・若者・子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

公共施設等の子育てにおけるユニバーサルデザイン化の促進や犯罪やこども・若者に関する事件を未然に防ぐまちづくりを推進し、こども・若者やすべての子育て家庭が安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

③ 施策の体系



笑顔と元気があふれ、
すべてのこども・若者と保護者が輝くまち

基本目標	主な取組	取組
① こども・若者まんなかのまちづくり	(1) こども・若者の権利の尊重と意見表明の場の確保	① こどもの権利についての周知・啓発 ② こども・若者の意見聴取・意見表明の場づくり
② 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちづくり	(1) 地域における子育ての支援	① 地域における切れ目のない子育て支援サービスの充実 ② 世代間交流の推進 ③ 青少年（児童）健全育成事業の推進
	(2) 仕事と子育ての両立支援	① 仕事と子育ての両立支援サービスの充実 ② 男女共同参画による子育ての推進
	(3) 誰一人取り残さないきめ細かな取り組みの推進	① 児童虐待防止対策・ヤングケアラー支援の充実 ② 障がい児施策の充実 ③ ひとり親家庭等の自立支援の促進
③ こどもがすこやかに成長できるまちづくり	(1) 親と子の健康の確保・増進	① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ② こどものすこやかな成長を見守り育むための家庭や健康づくり ③ 小児保健医療の充実 ④ 食育の推進 ⑤ 思春期保健対策の充実
④ 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり	(1) 質の高い乳幼児教育・保育の充実	① 質の高い乳幼児教育・保育の充実
	(2) こどもの心身のすこやかな成長のための教育環境の整備	① 家庭教育への支援等の充実 ② 幼児・児童教育の充実 ③ こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備 ④ こども・若者の居場所づくりの推進 ⑤ こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進
	(3) こども・若者の将来像の形成支援	① こども・若者の将来像の形成 ② 困難な状況にあるこども・若者の支援 ③ 少子化対策の推進
⑤ こどもにとって安全で安心なまちづくり	(1) 子育てを応援する生活環境の整備	① 安心して子育てできる環境の整備 ② 環境美化の推進
	(2) こども・若者の安全の確保	① こども・若者を交通事故から守るための活動の推進 ② こども・若者を犯罪の被害から守るための活動の推進

子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所(園)は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所(園)の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。

1号認定	満3歳以上で教育を希望している就学前のこども (認定こども園、幼稚園を利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (幼稚園、認定こども園、保育所(園)を利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども (認定こども園、保育所(園)、地域型保育施設を利用)

量の見込みと確保方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定	(3歳以上)	151	121	105	93	88
2号認定	(3歳以上)	326	344	320	285	270
3号認定	0歳	18	21	22	23	24
	1歳	75	87	92	92	90
	2歳	98	81	92	92	92

- 待機児童解消のため、利用定員の弾力化の活用を行います。また、令和8年度(2026年度)より、信貴幼稚園が認定こども園となることから、保育ニーズの高い0～2歳の保育の受け皿の確保を図るとともに、保育士等の確保に努めるなど、引き続き受け入れ体制の強化を図ります。
- 施設の老朽化対策など、適正な施設運営に努めます。



2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(抜粋)

事業名	事業概要		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育の必要性のあるこどもについて、通常の利用日・利用時間以外に、保育所等において保育を実施します。	見込量 (人)	164	163	155	146	141
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が昼間家庭にいない小学生児童に、小学校の余裕教室や児童館等で適切な遊びなどを提供します。	見込量 (人)	293	285	282	274	267
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童に、必要な保護を行います。	見込量 (人日)	27	26	25	24	23
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	見込量 (人回)	5,640	5,352	5,398	5,276	5,155
幼稚園などにおける一時預かり事業	幼稚園の在園児を対象として、一時預かりを行います。	見込量 (人日)	268	267	248	227	219
幼稚園以外における一時預かり事業	保護者の病気等により、家庭で一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で保育します。	見込量 (人日)	205	198	191	183	176
病児・病後児保育事業	病気のこどもを、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行います。	見込量 (人日)	98	94	91	87	84
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育てのサポートをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての応援がしたい人(サポート会員)が支え合う会員組織です。	見込量 (人日)	306	295	285	273	262
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な相談・情報提供・助言などを行います。	見込量 (か所)	1	1	1	1	1
妊婦健康診査	妊婦ならびに胎児の健康管理を行います。	見込量 (人回)	1,323	1,301	1,268	1,235	1,213
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	見込量 (人)	120	118	115	112	110
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	見込量 (人日)	29	29	29	29	29
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行います。	見込量 (回)	393	384	375	366	360